



航海の安全と豊漁を祈願し船団パレード

(北さつま漁協黒之浜支所)

第1回定例会

- 平成20年度阿久根市一般会計予算96億4,600万円と6特別会計予算67億8,465万8千円及び水道事業会計予算を原案可決
- 平成19年度阿久根市一般会計補正予算の1億2,980万8千円を可決して、総額100億3,079万円となる。
- 一般質問に9人が登壇し、活発な議論を展開

平成20年第1回定例会は、2月25日から3月25日までの30日間の会期で開かれ、市長が平成20年度の施政方針を述べ、平成20年度当初予算8件が提案され原案のとおり可決されました。また、平成19年度補正予算7件、専決処分の報告2件、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案など18件が提案され、いずれも原案どおり可決されました。このほか平成19年の陳情1件を継続審査とし、意見書1件が原案可決されました。さらに、議員提案により、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど3件と、決議1件が提案され、いずれも否決されました。

第1回定例会で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
報告第1号	専決処分の承認について(平成19年度阿久根市一般会計補正予算(第7号))	原案承認
報告第2号	専決処分の承認について(平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第3号))	原案承認
議案第2号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第3号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第4号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第5号	平成19年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第6号	平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第7号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第8号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第9号	人権擁護委員の候補者の推薦について	原案同意
議案第10号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決
議案第11号	市道路線の変更について	原案可決
議案第12号	阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第15号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	阿久根市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	阿久根市地域振興基金条例の制定について	原案可決
議案第18号	阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	阿久根市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例及び阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第22号	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第23号	阿久根市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第24号	阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について	原案可決
議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算	原案可決
議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算	原案可決
議案第33号	阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第34号	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第35号	副市長の選任について	原案同意
議案第36号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否 決
議案第37号	阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否 決
議案第38号	阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否 決
意見書第1号	道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書	原案可決
決議第1号	浄化槽管理費の負担軽減を求める決議	否 決
	平成19年陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件	決 定
	常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件	決 定
	議会運営委員会の所管する事務について閉会中の継続調査を求める件	決 定

○議決結果(賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名(議席番号順)													議決結果			
	木下	竹原	鳥飼	山下	新坂上	築地	的場	檳榔	京田	濱之上	西田己之助	平田修二	山田勝		若松富春	児玉賢一郎	庵重人
阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	原案可決
阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	原案可決
平成20年度阿久根市一般会計予算	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	原案可決
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決
阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決
阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決
道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	原案可決
浄化槽管理費の負担軽減を求める決議	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	否 決

※その他の議案については、無記名投票による表決を除き、全員賛成で可決されました。

※庵重人議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決(賛成、反対の意思表示)権はありません。

(表の見方) ◇は賛成、◆は反対

一 般 質 問

第1回定例会では9人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。

以下、質問(Q)と答弁(A)の中から要約して紹介します。(発言通告順)

政治姿勢等について

鳥飼 光明 議員

Q 阿久根市においては、少子高齢化が進んでいるが、今後高齢化が急速に予想される地区についての集落再編成対策とあわせて、平成十七年度の六月議会で要望した循環バスの運行等について、その後検討されたのか。

A 現在阿久根市の高齢化率五十パーセント以上の集落は十三集落で、五年後には二十集落を超えると推測しているが、高齢化率五十パーセント以上イコール限界集落とは考

えていない。全集落を対象に今年一月実施した集落機能の維持が困難なものについての調査の結果と、平成十六年度の各区长への調査やアンケートの結果を踏まえ、集落の方々と十分に話し合いながら定住雇用の政策を含めた地域の活性化策を検討していきたい。また循環バスの運行については、阿久根市の地形は大川から八郷まで縦に長く、路線延長も相当あり、全市民に公平に供給できるような循環バス等は多額の費用負担が必要となり、現在の財政状況から考えると非常に厳しい。本市ではこれにかわる過疎バスを平成九年度から三笠支所・八郷間を週二回運行しており、今後現在の民間バス事業者や過疎バス運行事業がもつと効率的に運行できないか、また財政的負担をどこまで抑えることができるか、少しでも住民の方々の利便性が確保できるように努力していききたい。

Q 県道脇本赤瀬川線牟田地区の道路整備について、平成十五年十二月議会において要望したが、全く手つかずの状態である。市長として今日まで

動をされたのか。また県として今後局部改良の計画があるのか。

A 牟田地区の整備が遅れているのは承知している。本地区は、中期整備計画の対象事業として確認されており、県北薩地域振興局とも協議している。また、出水地区社会資本基盤整備に関する要望書でも県道脇本赤瀬川線の改良で牟田地区の未改良区間の整備の趣旨を明記し、県の土木部長へ要望している。しかし、県の財政事情も厳しく、現在市内の三路線の整備に相当の予算を投入して実施しており、同地区の早期整備は難しいと考えるが、市としては引き続き県に積極的に要望活動を続けていきたい。



県道脇本赤瀬川線 (牟田地区)

Q 国土調査については境界の誤差が多く生じて市民の中には裁判闘争まで起き、大変不安を感じている。その境界測量の基本となる大事な座標を記した石を埋めてあるが、市としてどのように管理されているのか。また登記等に必要

な地籍図等の発行について、現在周囲等の土地所有者の氏名が掲載されていないため大変苦労をされている。市長は全体的に地権者の氏名を掲載される考えはないか。

A 地籍図根点は境界還元等の測量に大変重要であることは認識している。この図根点は、昭和四十五年度から平成十二年度までに約六万箇所に設置されている。公共工事や民間工事等で紛失、破損がないよう年度当初に各事業所等に図根点保護と工事に伴う事前協議のための文書を発送し、市民に対しては、市の広報紙等で注意をお願いしている。また地籍図への当該地周辺の地権者の氏名の掲載については、現在交付している地籍図では必要に応じ、周辺土地所有者等の情報も表示することになっているが、ただ個人情報保護の観点から、交付する地

籍図にあるすべての土地について、その所有者名を表示することにについては差し控えている。今後とも現在の取り扱いを堅持していくこととしている。

まちおこし等について

築地新 公女 議員

Q まちおこしについて、本市の花として指定された、つわぶぎの花の栽培を普及する考えはないか。

A つわぶぎの花は、平成十九年に市の花として制定されている。これを受け、農業振興センターにおいて平成十九年度中に約九百本の栽培を行い、庁内の職員が市役所の敷地内に植栽したのを初め、昨年十二月二十三日に実施した農業振興センターふれあいフェスタにおいても来場者に無料で配布した。さらに市職員にも配布し、普及拡大に努めており、本市のあちこちに、つわぶぎの花が見れる状況を早く作り出したのと、皆さんに植えていただくようお願いをしている。本年も

栽培を継続し、現在、花苗等
を供給している市の公共施設
や老人クラブ、各ボランティア
団体等にも配布し、普及を
図りたいと考えている。

Q 残留農薬等で騒がれている
食材について、学校給食の地
産地消を積極的に進める考え
はないか。

A 学校給食における地産地
消については、現在もできる
だけ市内の物資納入業者に地
元産の野菜を納入してもらう
方向で現在も進めている。連
日報道される中国産の残留農
薬の問題に係る食材について
は、非常に憂慮しており、そ
ういうことも含めて地元産の
野菜の納入については、さら
に市としても留意しなければ
いけないと考えている。今後
もそのスタンスでさらに充実
させたい。
(教育長)

番所丘公園の 整備等について

西田 己之助 議員

Q 今日グラウンドゴルフは
気軽なスポーツとして多くの
愛好者が楽しんでおり、市内
の会員が六百人近いといわれ

ている。そこで今回改修され
る番所丘公園の多目的広場を
公認グラウンドゴルフ場施設
として整備される考えはない
か。

A 番所丘公園は市民はもちろ
ん、近隣市町からも数多くの
方々が利用されている。この
公園のメイン的施設である多
目的広場はこれまで傾斜があ
り、表面も固く小石が浮き出
ていることから利用者が少な
い状況で、これを解消するた
めに十九年度から二十年度に
かけて全面を芝生に整備する
ものである。この広場は公園
本来の目的である子供から高
齢者まで、多くの方々が利用
できるように整備されたもの
で、公認のグラウンドゴルフ
場となるとその認定条件に、
グラウンドゴルフ場の占用使
用であることが規定されてお
り、グラウンドゴルフ以外に
は使用できないと解釈され、
公園本来の目的から外れる。
多くの方々から利用され喜ば
れる公園でなければならぬと
思っており、公認コース、
専用グラウンドとしては認定
することができないことをこ
理解いただきたい。



整備中の番所丘公園多目的広場

の使用状況はどのようになっ
ているか。また今後輸出品、
国産品を含む冷凍食品の使用
はどのように対応されるか。

A 学校給食における食品の安
全確保は、学校給食衛生管理
基準の中に食品選定基準があ
る。今回発生した中国産の冷
凍餃子等による健康被害の発
生について、国・県等から原
因と疑われる製造者の食品リ
ストが示され、安全が確認さ
れるまでこれらの食品を摂取
しないように注意を喚起し、
使用状況についても報告の指
示があった。早速、当市の給
食センターでも確認したが、
リストにある食品の使用はな
かった。現在、中国産の野菜
について、冷凍物でムキエダ
マメやカットインゲン等を若

干使用しているが、これは県
の給食会等で検査がなされ安
全が確保されている。今後の
対応としては、医薬食品局等
の指導や県の給食会等も検査
をされ安全が確認された食材
を使用することとし、できる
だけ地元食材を中心とした国
内産食材の利用など、学校給
食の安全確保にさらに留意し
ていきたい。
(教育長)

Q 我が市には安心・安全で、
新鮮な海の幸、山の幸の地元
産食材が豊富にあるが、学校
給食での使用状況と今後どの
ように対処される考えか。

A 地元産食材の利用について
は、現在も地元業者の魚を活
用している。さらに地元産の魚
をどのように献立に利用でき
るか、地元業者からの提案を
献立に生かしていく努力もし
たいと考えている。
(教育長)

Q 難視聴地域の解消及びテ
レビ中継局設置について、市
長宛てに西目校区七区長名で
陳情書が提出されている。地
上デジタル放送が開始される
が、これを機に難視聴解消の
ためKKB、KYTの二局の
中継局設置を区民が望んでお
り、市当局が区民と一丸とな
り強く陳情活動をしていただ

けないか。

A 本市におけるテレビの視聴
は、紫尾山の阿久根中継局、
馬見塚の西目中継局等でカバ
ーされているが、カバーでき
ない難視聴地域は共同受信施
設が設置され、ほとんどが解
消されていると理解してい
る。西目中継局においては、
現在、NHK、MBC、KTS
しか設置されておらず、K
KB、KYTのテレビ画質等
が悪く、視聴者からの苦情も
多いと聞いている。西目校区
内の区長の方々から難視聴の
解消について陳情が提出さ
れ、これを受けて一月末に民
放二局に対し、市長名で陳情
書を提出し、二月には担当課
の職員が放送局の担当者の開
局のお願いをしたところであ
り、もうしばらく時間をいた
だきたい。

住環境対策等について

児玉 賢一郎 議員

Q 過疎対策は地方自治体が抱
える課題として重要であり、
当市も人口減、過疎化は止ま
るところを知らない感じがす

る。生活基盤の一つに住居の確保があるが、現在市営住宅の入居希望者はどれくらいか。

A 平成二十年一月一日現在の市営住宅は三十団地五百四十三戸、一般住宅五団地十戸の合計五百五十三戸である。比較的規模団地が多く存在しているが、市街地を含む中央地区に全体の七割が建設されている。このうち昭和四十年代以前建設の住宅が二百戸で全体の三十六パーセントを占めており、そのうち約六割が木造で老朽化が進み修繕費用もかさみ、中には政策的に入居できない建物も発生している。こうした状況を受け、平成十七年度に公的賃貸住宅等基礎調査を委託発注し、団地ごとに調査・診断を行い、長期的な観点から公営住宅の建て替え、改善等についての調査を行った。この調査結果をもとに住宅建て替え整備が望まれるが、今後の社会情勢の動向を見極めながら、市営住宅の整備を図っていきたいと考えている。

Q 入居者の希望者数は、本年二月二十八日現在五十二名である。
(都市建設課長)
PFI推進法が一九九九年

九月二十四日に施行されてから全国の自治体で活用されている。当市のように市営住宅入居希望者が多く、財政的に早急な建設が困難な状況下では導入メリットがあると思うが検討されてはどうか。

A PFI事業は公共施設等の建設の維持、管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的能力を活用して行う新しい手法である。PFI事業として実施することが可能かどうか検討する調査が必要で、事業方式、事業範囲、事業期間等を検討する体制づくりも必要と考える。今後はこのPFI事業で建て替えた場合のメリット、デメリットなどを十分調査・検討したい。

Q 環境行政については、阿久根市環境基本条例に基づき、環境への負荷軽減、環境の保全を図る阿久根市衛生自治会と連携し、ごみの排出抑制、分別を徹底し、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めるとなっているが、環境センターでの可燃ごみの減量化が一層必要と思われる。現状の対応はどうか。
A これまで衛生自治会と一緒にになり、ごみの減量化に積極

的に取り組んでいるが、ごみの減量化については、生ごみの排出が大きな阻害要因となっていると考えている。生ごみの処理については徹底した水切りと、できるだけ堆肥化して農地等への還元をお願いしている。そのため以前に衛生自治会と連携し、コンポストの設置や、市としては、生ごみ処理機の購入助成を実施している。今後さらに、生ごみの排出抑制を図るため、市民への周知徹底と衛生自治会とも連携を図り、生ごみの減量化に努めていきたい。

二十年度予算案等について

木下 孝行 議員

正案をお伺いする。

A 暫定税率の継続を前提に予算案を編成しており、現段階においては国が示した平成二十年度の地方財政計画に基づき予算編成を行うことが適切な財政運営であると判断している。暫定税率がなくなれば、平成二十年度予算で一億二千万円程度財源不足が予想され、このような事態が生じた場合は減収補てん債の発行など、国において何らかの対応方針が示されるものと考えられる。万一そのような対応がなかった場合も、必要に応じて財政調整基金等の取り崩し等による財源の補てん措置を講じる予定であり、市民に迷惑がかからないよう対処していきたい。

Q 二十年度予算案の編成に当たり、暫定税率を見込んでの計上であると、市報二月号で広報もあつた。実際に暫定税率廃止の確定時はどこから財源を持つてくるのか。またどの程度市民に対しての影響が出るのか。市報では教育・福祉などのサービスに影響が出る可能性を示唆した表現であったが、暫定税率廃止時の修

Q 国が示す限界集落の定義が六十五歳以上の高齢者が五十パーセント以上で、機能維持が困難な集落と定義されている。このような集落が当市に幾つあり、十年後は幾つになるのか。また対策等を考えているのか。
A 平成十九年度十一月現在、高齢化率五十パーセント以上の集落は十三集落であり、十年後は、三十前後の集落が高

齢化率五十パーセントを超えると推測される。対策については、本年一月、全集落を対象に調査を実施し、集落機能の維持が困難な部分についての集計結果を踏まえ、集落の方々を初め、関係者との連携を図りながら、定住・雇用などの施策を中心に取り組みを強めたいと考えている。

Q 七十五歳以上の後期高齢者医療制度が、四月からスタートするが、県後期高齢者医療広域連合は保健三事業は実施しない決定をしたと聞か、今まで老人保健事業で実施していた、はり・きゅう、人間ドックは継続して助成を行うのか。
A はり・きゅうの助成は、国民健康保険の加入者は国民健康保険特別会計で、後期高齢者医療の加入者は一般会計で引き続き助成が受けられる。人間ドックの助成は国保の被保険者を対象としており、後期高齢者は助成を受けられなくなる。

Q 四月一日から診療報酬改定が行われ、後発医薬品や外来管理加算など、内容を市民に早めに認知してもらおうべき改定項目があると思う。特に高

齢者には認識していただき、医療費負担が少なくて済むようになったことを広報等行うことを考えているか。

A 診療報酬の改定等については、今後、国からの通知等を見ながら、市報等により広報・周知を行っていききたい。

Q 老人医療費及び介護保険費抑制は、少子高齢化の進む自治体には財源を含めて大きな課題である。先日、東北大学の川島教授を迎え講演会があり、今からでも実践できるような知識や運動、作業の事例紹介があった。老人医療費等の抑制の観点から市民に広く認識していただき、単なる講演で終わらず、よいものは取り入れていくべきだと思うがどうか。

A 高齢化の進展に伴い医療費の高騰は大きな課題であり、川島教授が提唱される読み・書き・計算などのトレーニングが認知症予防に有効であることがわかっている。しかし、老人医療費や介護給付費等の高騰は生活習慣病が最大の原因となっており、平成二十年度からは生活習慣病の予防に重点を置いた特定健診や特定保健指導も始まる。健康診査

を年に一回必ず受けていただき、平成二十四年の目標値である受診率六十五パーセント以上をクリアできるような運動を展開したい。

政治姿勢等について

平田 修二 議員

Q 本年は市長選挙の年だが、さらに引き続き市政を担当するという文言が施政方針には見当たらない。次期市長選挙について市長の所信をお伺いする。

A 私の進退については、市民の方々にもさまざまな御意見があることは十分に承知しているが、今は市長としての残された任期を精力的に、そして確かな行政運営を行うことを考えている。

Q 大川診療所の現状とこれまでの経緯の説明をいただきたい。

A 平成十七年四月、現在の先生に着任していただき三年になるが、昨年から退職の意向を示され、何とか大川で医療を続けていたかと思っていたが、本年三月末で退職

され、薩摩川内市で開業されると伺っている。先生の退職の申し出を受け、後任の医師探しを出水郡医師会、県医師協同組合等へ求人依頼をしているが、採用まで至っていない。また診療再開に向けて、大川校区連絡協議会ほか二団体から署名を添えての要望を受けており、高齢者が多く交通手段を持たない大川校区の医療を確保するためにも、いつときも早い診療再開にこぎつけるよう努力している。

Q 大川校区の現状に関して、企画調整課で限界集落について調査させているとのことだが、今ごろ調査を行うことも歯止めはかからないと思つている。対策を示していただきたい。

A 高齢化率は、大川地区の集落が上位を占めていることは事実である。高齢化率が高いことは、言い換えれば先人達の大きな知恵があるということである。その知恵をいただきながら、集落の活性化につなげ、今後、限界集落対策としての施策、事務事業などを展開しようと考えている。

Q 大川の水源地周辺の山林伐採について、先の本会議で、

課長は市としても憂慮しているとの答えて、市長は私は初めて聞いたという話で納得できなかったが、その後どう対応されたのか。また水源地周辺の面積、今回売却された面積、金額をお尋ねする。

A 当該山林については、市内の木材業者が個人と契約を結び、二・五ヘクタールの雑木林を伐採したものであり、昨年九月議会で質問を受け、現場を視察し、伐採しない方法も含めて検討したが、管理費、営業費等の補償費が数百万円と見込まれ、今回は静観した。また、現場周辺が水源涵養林であることの周知及び自然環境保全への協力依頼を市内の木材業者にもお願いした。水源地周辺は個人所有の山林が多く、伐採の届出があった段階で所有者や木材業者等と協議しながら、自然環境の保全に努力していききたい。

A 流域面積は、百八ヘクタールと伺っている。立木の購入金額は、木材業者と個人の私的な契約で公表は個人情報保護の漏洩につながる恐れがあり差し控えるが、購入経費は他の用材の購入と比較すれば非常に安いと御理解いただきたい

Q 学校給食の民間委託についての業者選定の経緯と入札参加業者名及び落札業者名、また、今までと今後の学校給食費の比率についてお尋ねする。

A 業者選定に当たっては、プロポーザル兼入札方式で、ホームページや広報等で説明会の案内をした。入札参加の三業者は、市内の鹿児島いずみ協同食品株式会社、鹿児島市の伊田食品株式会社及び福岡に支店がある大新東ヒューマンサービズ株式会社の三社であった。決定した落札業者は伊田食品株式会社で、落札金額は三年契約で税込み九千二百九十二万五千円である。前

(水道課長)



阿久根市学校給食センター

年度予算と比較して、七千三百五十三万九千円の減額となっている。

Q ほかの2社の入札額は、大新東ヒューマンサービス株式会社が一億五百八十四万円、鹿児島いずみ協同食品株式会社が一億三千七百二十四万八千六百円であった。

(副市長)

Q 地産地消については、教育委員会は巧みに言葉でかわして、いまだに阿久根市の農家、漁家が満足する地産地消をしていない。今後地産地消をしていくにはどうするのか。

A 地産地消の取り組みについては、十九年度は生鮮野菜の阿久根・出水地区産を一月末現在で金額にして全体の四十九パーセント使用している。多い月は一月の八十・五パーセント、少ない月は九月の二十四・七パーセントの使用になっている。地産地消については、今後もさらに検討し取り組んでいきたい。

市長の政治姿勢

について

竹原 信一 議員

Q 阿久根づくりは人づくりである。中学校の学力向上の取り組みについてお尋ねする。

A 五つの視点から対策を考えている。一点は、県の中学校の学力推進授業と地区における学力向上対策委員会や本市独自の小中高連絡協議会による研究授業や実践、研究発表等とおして教師の授業力を上げたいと努力している。また授業は、何を教えなければいけないかということと教師も生徒もはつきりわかる授業をしたいと進めている。三番目は授業以外で最近休み時間や長期休業中等に生徒たちを呼び、補充指導をする努力が高まっている。四番目には家庭との連携で、県PTAでは小学校で六十分、中学校で九十分の宅習の確保が提唱され、各学校で取り組んでいる。平成二十年四月以降、本市の三中学校が文部科学省の研究指定校や地区の研究指定校に手を上げ進めていきたいと考えている。(教育長)

Q 子育て支援について、阿久根では十分な取り組みがなされているのか。

A エンゼルプランや次世代育成支援対策推進行動計画を策

定し、時代の保育ニーズに対応した支援対策を行っている。各地域の保育所を拠点として、通常保育のほか延長保育や一時保育等を実施し、地域子育て支援センター事業は二箇所を設置して育児相談等に応じながら、各地域で開催する高齢者とのサロン活動で交流を図りながら、持てる力の中で十分にやってきている。

Q 食の確保は極めて重要である。農地活用と広報努力についてお尋ねする。

A 農地活用については、できるだけ荒廃地をなくす努力をしており、今回市民農園についても実施できる状況が整ったので、積極的に取り組んでいきたい。

Q ごみ減量の目的は、処理費用と最終処分量の削減である。その意味では例えばキロ当たり四百円もかかるペットボトルのリサイクルは浪費そのものであり、また自分では絶対燃やしてはいけないと思いきんでいる市民もいる。ごみ減量について、今後の対応をお示しいただきたい。

A ごみ対策として、今後市としてもやらなければいけないことは、生ごみの処理を公的

にやり、それを堆肥化していくことに取り組まなければならぬと思っている。

Q 阿久根市の四万円近くもする浄化槽管理費は高すぎる。薩摩川内、いちき串木野は二万五千円もしない。これを放置するとはどういうつもりなのか。

A 浄化槽の管理は業者と個人の契約で成り立っており、行政側がどこまで入り込めるかだが、随時お願いしながら適正に衛生管理が守られる方向に進めたい。

Q 政務調査費について、青森地方裁判所の判決が出され、社会通念を判断基準にしている。市監査委員は社会通念を理解しながら、これを理由にしては返還請求をできないことにした。市長の見解を求めらる。

A 今回の政務調査費の問題については、返還請求をして、返還してもらおうものは返還してもらい、この問題は決着がついていると考えている。

Q 監査規定に「いたずらに摘発を事としないで」という箇所がある。どうせ摘発もしない監査などというのは、飾り物でしかなく、指導的立場と

さえも言えない。刑事訴訟法に定めた公務員の告発義務さえも軽視することになる。監査規定のこの部分を削除するつもりはないか。

A 全国都市監査委員会から発刊されている監査実務提要の解説によると、監査委員の権限として不正又は非違の摘発を旨とする点にあるのではなく、行政の適法性、妥当性の保障にあるべきで、公正で合理的、効率的な地方公共団体の行政の確保が最大の関心事でなければならぬとある。こういった観点に立ち、いたずらにという文言を入れて制定している。いたずらにの表現は、監査委員制度の趣旨にのっとり表現されたもので、意味もなく摘発しないで、根本を正して指導することを重視したと思われ、この部分を今の規定から外す必要はないと思っている。(代表監査委員)

Q まちづくりについて、何か問題や注文が出るまで、他の市と同程度の事ぐらいしかやってきていない。これでは日本が一番よい阿久根市にしようという、民間なら当たり前の努力がされているとはいえないのではないかと。

A 的確にまちづくりに取り組む姿勢をとっており、将来に向かって、少子高齢化社会の中で、どんなまちにしていくなかであるが、一番大事なものは、自然豊かな景観を維持し続け、企業誘致も図らなければと思っている。

Q 前の議会で市長が答弁したものを、すぐ副市長が否定された市長はまちづくり公社の資料を議会に提出すると言われたが、何も出てきていない。さらに以前、自身が道路管理者であるにも関わらず、道路管理者の指示を理解したなどと答弁され、任命権者、命令権者としての市長の立場が軽視されているように見える。これでは市民の負託を職員や市長自身が軽視、理解していないことにならないか。

A 今我々の自治体は、より疲弊しており、あくまでも三割自治体である。残りの七割は、国や県の制度にのっとって、収入の部分を補っていかねければいけない。そういう三割自治体が、四割になり、五割になる努力は、今後とも続けなければならぬ。そういう意味で、一気にそのような状態

が生まれるわけではなく、二万五千人が努力をしながら一致団結したまちになっていかなければと思っている。

施政方針等について

檜 幸雄 議員

Q 市長は二〇〇八年度の施政方針として、職員数の削減による定員管理の適正化を図るとしているが、現実に早期退職者が増え、第四次行政改革大綱を上回る職員減となっている。一方国・県の業務が市町村に移管され、業務が拡大されつつあり、これ以上職員を減らせば、業務の停滞と市民サービスの低下につながる。職員の定員を見直すべきだと思うがどうか。

A 定員管理については、民間委託等を導入しながら適正化に努めてきた。本年四月の職員数は二百四十五名を予定しており、第四次行政改革大綱での定員適正化計画を上回る状況である。これは、早期退職者の増加や給食センター等の民間委託化によるものと考えている。職員数の減少に

より、行政運営に支障を来すことのないよう、また市民サービスの低下を招かないように、適正な配置を行う必要がある。業務の見直しを行い十分配慮したい。

Q みなみ保育園を平成二十二年度からの民間化を目標に説明会を実施とあるが、民間は利益が伴わなければ事業推進はできないと考えている。子育ての公共サービスを低下させないためにも、みなみ保育園は公立として維持すべきと思うがどうか。

A 公立保育所運営に対する国・県負担金の廃止や、行政改革の基本方針として民間にできることは民間にの考えで推進しており、民間保育園の管理運営については、子供たちの健全な育成と健全経営を図りながら、民間の保育園として特徴のある保育所運営を行っていただくと考えている。

Q 水産物付加価値向上対策について、魚食普及を推進するとあるが具体的な施策はどうか。

A 平成十七年度に、新港北側に高度衛生対応型市場が建設され、市場から出荷される

水産物に認証シールを貼り付け、他産地との差別化を図ることにより、付加価値向上につながるかと考えている。また、水産物連絡協議会では、九州経済産業局の事業を活用して水産業の振興を図るとともに、平成十八年度に建設された市場食堂も、加工技術のセミナーを開催し、売れる商品作りを進めている。さらに、魚食離れが進む中で、北さつま漁協女性部の方々に講師に親子料理教室を開催するなど、北さつま漁協と連携し魚食普及、魚価の向上に取り組んでいきたい。

Q 商工業の振興について活力ある商工業の形成と雇用の創出について本年度の具体的な取り組みはどうか。

A 商店主、商工会議所、行政が一体となった取り組みが重要であり、国・県の事業等も検討し、関係団体と連携して、商店街の活性化を推進したい。中小企業等の経営基盤の安定と活性化のため国・県の支援事業の紹介や、市の企業立地促進補助事業等を活用した、企業の雇用拡大等が図られるよう関係機関と連携をとっていきたい。食の分野へ

の企業支援は、「地域提案型雇用創造促進事業」を活用し、新商品開発に向けたアドバイザーの派遣や食品加工、体験型観光等の各種セミナーの開催により、人材育成が図られ雇用拡大につながっている。

Q 観光の振興について、魅力ある観光地づくりを掲げ市民も大いに期待している。平成二十年度における具体的事業展開についてお尋ねする。

A 体験観光のコーディネートを育成し、阿久根の豊富な特産品を生かした観光と産業体験を素材として、都市住民と地方が交流できる体制づくりを進めたい。また昨年から実施しているうに井祭り、伊勢えび祭りの定着のために、観光協会や協賛店舗との密接な連携を図り、新たな食のイベントを企画し、食のまち阿久根の定着を図っていきたい。

Q 鹿児島県消防広域化計画について、消防行政広域化の趣旨は小規模消防本部の解消としており、現在県内の十九消防本部を七消防本部にすることは時期尚早と考える。また検討委員に現場で働く消防職員の意見が全く反映されていない現状は問題があり、計画

A 消防広域化は、中間報告等を踏まえながら、広域化対象市町村による広域消防運営計画の策定の中で、検討・協議をしていきたいと考えている。

学校給食民営化実施の経緯等について

山田 勝 議員

Q 学校給食民営化で地元食材の利用について、市長は月によつては八十パーセント以上利用していると説明されたが、何を示して八十パーセントなのかという気がしてならない。食材購入費のうち、鹿児島県の学校給食会を初め、具体的な納入業者、あるいは品物、金額、また米飯給食をしているが、どこの品物を利用されているか含めてお尋ねする。

A 市長の答弁については、新鮮な野菜の納入状況についての割合であった。(教育長)
A 食材購入費は、十九年度一月末現在で七千九百二十万千

三百二十四円、納入業者は三十五業者である。内訳は野菜が六業者、肉が四業者、魚介類が四業者、練り製品が三業者、乳製品六業者、一般物資が十三業者で、米は県の給食会から購入している。物資購入費のうち基本物資として、牛乳、パン、米飯の金額は三千二百九十八万八千八百五十九円、それ以外が一般物資等が四千六百二十一万三千二百三十九円である。

(給食センター所長)

Q 家庭ごみの収集について、年末年始、ゴールデンウィーク、その他公務員に合わせた収集では、休みの次の日の収集場所はちりの山である。収集回数を増やし、この問題を解消できないのか。総務文教委員会の所管事務調査で北薩広域行政事務組合の事務局長以下関係者と質疑応答する機会があり、家庭ごみの収集が三日以上の連休のときは市民も事業者も大変で何とかならないかと尋ねた。センターのある集落が日曜日や夜には煙を出すと機嫌が悪くなるというような説明があった。また今後、民間委託も含め検討することのだが、同センタ

ーの焼却施設はタイオキシシン対策に二十六億円の建設設備費用をかけ、何を燃やしても付近に迷惑をかけないはずである。市長が中に入り、地区と覚書があると思うが、この問題も入っているのかお尋ねする。また土曜、祝祭日に収集して、環境センターに搬入できないかお尋ねする。



北薩広域行政事務組合環境センター

A 家庭ごみの受け入れは、現在年末は三十日の午前中まで、年始は四日からなつていて、また三連休の場合は、その時を利用して焼却炉の補修を実施し、大型連休など四日以上のお休みが続く場合は、その中間日に受け入れ態勢をとっているようである。祝日、土曜収集については、二十年度から、環境センターも運転管理の一部を民間委託する予

定にしているようで、二市一町の問題として、北薩広域行政事務組合と今後十分協議したい。できるだけ住民に便宜が図られるよう、改善していきたい。覚書については、ごみ焼却施設建設に伴う要望事項に処理時間は原則8時間とし若干の残業は認め、大量に搬入されたときは、土曜、日曜、祝日の業務はやむを得ないが、夜間の焼却は避けてほしいとの要望が出されている。

Q 田代小学校の山村留学実施事業について、これまでの実績、地区の取り組みと経済効果についてお尋ねする。

A 平成十六年から田代小学校において、山村留学制度を導入しているが、いまだ実績はないところである。しかし田代校区の方々は、児童数の確保により学校及び地域の活性化につながるとして現在特認校制度とあわせ山村留学制度を望んでいる。そのため田代校区山村留学実施委員会が設置され、年七回委員会を行い、校区の夏祭り、華の五十歳組のレセプションや近畿地区阿久根会等でのチラシ配布、田代カッセイ会でふるピカ運

動、カヌー体験、キャンプ、あじさいの植栽等努力されている。そのことが児童数確保、学校の活性化、地域の活性化につながっていくことに効果があると思う。できる限りの支援をしていきたいと考えている。(教育長)

人事案件

- ◎ 同意されたもの
- ◎ 副市長の選任について
- ◎ 前村 洋行氏(新)
- ◎ 人権擁護委員の候補者の推薦について
- ◎ 大石 啓元氏(再)

陳情書

- ◎ 継続審査とされたもの
- ◎ 平成十九年陳情第三号、政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書

意見書

- ◎ 可決されたもの
- ◎ 道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率に関する意見書

決議

- ◎ 否決されたもの
- ◎ 浄化槽管理費の負担軽減を求める決議

第2回定例会

6月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙が京田道弘前議長の辞任に伴い実施され、阿久根市議会の庵重人議長が鹿児島県市議会議長会からの団体推薦により「市議会議員」の選出区分に係る選挙に立候補し、県下17市議会で選挙が実施された結果、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

主な議案の内容

※ 議案第十五号

市長の給料月額削減割合を十パーセントに改め措置を延長するとともに、副市長及び教育長の給料の減額措置を延長するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第十六号

平成二十年四月一日から施行される後期高齢者医療制度に伴い、後期高齢者医療特別会計を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十号

国民健康保険被保険者の高額療養費の現物給付化に伴い、国民健康保険高額療養費貸付基金の限度額を引き下げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十一号

健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正されること、及びその他必要な整理を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

他市からの視察

☆ 平成二十年二月十四日

長崎県長崎市議会 党派（三名）
（九州新幹線ルートの部分開業に伴う影響について）

平成20年度 各会計当初予算額

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成19年度	増 減	前年対比	
一 般 会 計	9,646,000	9,545,000	101,000	101.0%	
特 別 会 計	国民健康保険	3,650,693	3,700,028	△ 49,335	98.6%
	事業勘定	3,580,123	3,621,081	△ 40,958	98.8%
	直営診療施設勘定	70,570	78,947	△ 8,377	89.3%
	簡易水道	303,620	308,641	△ 5,021	98.3%
	交通災害共済	5,180	5,739	△ 559	90.2%
	老人保健医療	593,751	4,235,282	△ 3,641,531	14.0%
	介護保険	1,921,219	1,941,722	△ 20,503	98.9%
	事業勘定	1,908,425	1,926,639	△ 18,214	99.0%
	介護サービス事業勘定	12,794	15,083	△ 2,289	84.8%
	後期高齢者医療	310,195	0	310,195	
小 計	6,784,658	10,191,412	△ 3,406,754	66.5%	
合 計	16,430,658	19,736,412	△ 3,305,754	83.2%	
水道事業会計	収益的収支	収入 390,944	396,046	△ 5,102	98.7%
	支出 328,616	329,319	△ 703	99.7%	
資本的収支	収入	61,274	351	60,923	17,456.9%
	支出	180,135	154,050	26,085	116.9%

※ 後期高齢者医療特別会計については平成20年度から開始されました。

会 期 日 程

- 会期 二月二十五日から三月二十五日まで(の三十日間)
- 二月二十五日 本会議
 - 会議録署名議員の指名
 - 会期の決定
 - 常任委員の選任(報告)
 - 議会運営委員の選任(報告)
 - 諸般の報告
 - 施政方針
 - 報告・補正予算(一般議案・意見書)
 - 報告・補正予算(提案説明)
 - 意見書
 - 二月二十九日 本会議
 - 報告・補正予算(一般議案・条例(質疑)、陳情)
 - 補正予算、一般議案、条例、陳情についての審査
 - 三月六日・七日 本会議
 - 一般質問
 - 委員長報告(補正予算)、表決
 - 三月十一日 本会議
 - 総括質疑(当初予算)
 - 三月十四日・十七日 委員会
 - 当初予算についての審査
 - 三月二十五日 本会議
 - 委員長報告、表決

お 知 ら せ

◎ 議会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知らせになりたい方は、市立図書館で「市議会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧いただけます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二) 〇八一五
FAX (七二) 二〇二九

※ 本会議の様様をインターネットで生中継 市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)からリンク(平成19年度第1回定例会から録画中継でも見れます。)